平成２７年（フ）第６３４号
横浜市中区打越36番地９　山のハイツ207号室
破産者　倉井　文洋
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２７６号
大津市大石龍門１丁目７番10号
破産者　深田儀八郎
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１８号
大津市松原町19番３号
破産者　清水　定三
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５１号
広島県福山市新涯町３丁目15番15―203号
破産者　佐伯　大介
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１１号
宮崎県日南市大字平野740番地３
破産者　中川　眞和
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

平成２６年（フ）第３３４２号
大阪市東住吉区鷹合１丁目２番13号　バードビル501号
破産者　井上　和友
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１２０号
大阪市天王寺区上汐６丁目１番１号　Ｋ・Ｉビルディング301号
破産者　大輝製作所こと　伊藤　達也
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４１８号
大阪市大正区北村１丁目８番１号
破産者　濱田玉子こと　金　　玉秀
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５９４号
大阪府枚方市養父西町12番３―21号、開始決定時大阪府枚方市長尾家具町４丁目18番地の64
破産者　いずもやクリーニングこと　大畠　勝三
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７８号
兵庫県明石市大久保町山手台４丁目143番地
破産者　小鶴　和子
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第５号
島根県鹿足郡津和野町後田イ80番地13
破産者　川田　　宏
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２６年（フ）第３０号
島根県益田市高津６丁目27番８号
破産者　西村　靖夫
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２７年（フ）第１４９号
札幌市白石区北郷３条13丁目５番28号　北郷313―202号
破産者　安藤　　茂
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３７７号
札幌市西区山の手１条６丁目５番21号
破産者　名手　　熙
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５６９号
札幌市中央区北４条東２丁目１―10　ＴＥＡＤＡ北４条708、住民票上の住所北海道雨竜郡沼田町緑町１番63号　緑町団地　Ｄ棟304号
破産者　山田　啓孝
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２８号
福島県郡山市土瓜１丁目76番地の２　ウイング403号
破産者　朝日　博喜
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第５３９号
埼玉県富士見市渡戸３丁目４番13号
破産者　松葉　武司
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５号
秋田市豊岩石田坂字九十田63番地４
破産者　森田　洋子
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７５号
秋田市土崎港中央３丁目９番63号
破産者　坂本　幸広
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部